

新たな個人向け支援金

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

・住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。

・給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

市区町村により異なります。
※市区町村が確認書(または申請書)を受領した後、記載漏れがない等の確認に、一定期間が必要です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が
減少し**「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

お住まいの市区町村から
確認書が届きます(要返送)
※一部申請が必要な場合があります

令和3年12月10日時点で住民登録のある
市区町村から確認書が送付されます。

申請が必要です

申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。
申請期間はお住まいの市区町村により
異なります。
【申請書配布先】市区町村給付金担当窓口など



令和3年度子育て世帯への臨時特別給付・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

電話番号:0120-526-145(フリーダイヤル)
受付時間:9時から20時 土日祝日を含む

こんにちは、いなとみ修二です。寒い日が続きますが、いかがお過ごしでしょうか。

さて、1月17日から通常国会が始まりました。私にとっては3期目の事実上のスタートです。二つの基本姿勢で臨みます。一つは、地元の皆様から国会へ送って頂いている自覚を強く持ち、地元の声を国へ届ける役割を全力で果たす、ということ。二つは、将来不安を払しょくし明るい未来を次の世代に引き継ぐために、日本の将来ビジョンを作り掲げる、ということです。

目下の最大の課題は、コロナ対策です。加えて、新たに所属となる財務金融委員会、国土交通委員会にて、公平で活力ある日本を取り戻すための税制、防災に強い国づくりをするために、しっかり議論して参ります。ご意見ご要望をお待ちしております。引き続きご指導賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

衆議院議員 いなとみ修二



いなとみ修二 ご意見箱
FAX:092-557-8515
メール:shuji@inatomi.jp



いなとみ修二 【今国会からの所属委員会と党の役職】

■所属委員会

財務金融委員会 理事
国土交通委員会 委員

■党役職

政務調査会副会長
国対副委員長
外交・安全保障・主権調査会

■経歴

東京大学法学部 卒業
米国コロンビア大学公共政策大学院 修了
1994年丸紅株式会社入社
1996年財団法人松下政経塾入塾(17期生)
2009年 衆院選初当選
2017年 衆院選2期目当選
2021年 衆院選3期目当選

■福岡県連
福岡県連代表代行

【いなとみ修二公式HP】



みなさまの声を
国会へ届けます



【いなとみ修二公式LINE】